

○総務省令第七十二号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十五条第一項及び第四十八条第三項の規定に基づき、電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十五日

総務大臣 野田 聖子

電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)

第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

(第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第七項において単に「指定都市」という。)にあつては、その区又は総合区の区域)を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三

万未満であるときであつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されているとき又はその

事業用電気通信設備が専らドメイン名関連事業(電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令

第二十六号)第六条第二項に規定するドメイン名関連事業をいう。)の用に供するものである

場合とする。

〔一略〕
二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有するもの

〔三・四略〕
〔2〕7 略

(試験の申請)
第十六条 試験(指定試験機関が試験事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、別表第七号様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、次の各号に掲げるものを添えるものとする。

〔一略〕
二 第十二条第二項の規定による試験の免除を申請する者は、卒業証明書(学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者にあつては、修了証明書)及び別表第八号様式の経歴証明書

〔三略〕
〔2・3略〕

別表第六号(第十二条第二項関係)

(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)

第三条の二 〔同上〕

二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有するもの

〔一 同上〕

〔二 同上〕

〔三・四 同上〕
〔2〕7 同上

(試験の申請)
第十六条 〔同上〕

〔一 同上〕
二 第十二条第二項の規定による試験の免除を申請する者は、卒業証明書及び別表第八号様式の経歴証明書

〔三 同上〕
〔2・3 同上〕

別表第六号(第十二条第二項関係)

区分	受験者の経歴	免除する試験科目			
	電気通信事業者の事業	電気通信システム	専門的能力	伝送交換設備及び	線路設備及び設備法規

区分	受験者の経歴	免除する試験科目			
	電気通信事業者の事業	電気通信システム	専門的能力	伝送交換設備及び	線路設備及び設備法規

受験する試験の種別	[略]						用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する卒業後の実務経験年数
	学校教育法による短期大学(同法)	職大の前職課程を含む。若しくは高等専門学校、旧専門学校令による専門学校又はこの学校又はこれらと同等以上の教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者(同法)	伝送交換主任技術者資格者に係るもの	以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者(同法)	職大の前職課程にある	期課程にある	

受験する試験の種別	[同上]						用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する卒業後の実務経験年数
	学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令による専門学校又はこれらと同等以上の教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者	伝送交換主任技術者資格者に係るもの	以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者	職大の前職課程にある	期課程にある	職大の前職課程を含む。若しくは高等専門学校、旧専門学校令による専門学校又はこれらと同等以上の教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者	

線路主任技 術者資格者 証に係るも の	[略]					[略]			つては、修 了した者	
	学校教育法 による短期 大学(同法) による専門 職大学の前 期課程を含 む。若し くは高等専 門学校、旧 専門学校令 による専門 学校又はこ れらと同等 以上と認め られる教育 施設におい て電気通信 工学(土木 工学を含む 。)に關す る学科を修 めて卒業し た者(同法)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]

線路主任技 術者資格者 証に係るも の	[同上]					[同上]			つては、修 了した者	
	学校教育法 による短期 大学若しく は高等専門 学校、旧専 門学校令に による専門 学校又はこ れらと同等 以上と認め られる教育施 設において 電気通信工 学(土木工 学を含む。)に關する 学科を修め て卒業した 者	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]		[同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔注略〕

				による専門 職大学の前 期課程にあ つては、修 了した者)
〔略〕				
〔略〕	〔略〕	〔略〕		
○	○	○		
○	○			
/	/	/		
○				

〔注同上〕

				〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕		
○	○	○		
○	○			
/	/	/		
○				

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。